

令和7年第1回玉名市農業委員会総会議事録

令和7年1月6日（月）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	梅田 政次郎
5番	坂本 正敏	6番	小山 包昭	7番	東 英治	8番	本田 多美子
9番	上田 龍介	10番	西依 雅孝	11番	村上 孝	12番	植田 勝登
13番	高本 昌揮	14番	宮永 義一	15番	上土井 幸治	16番	古田 知明
17番	池田 秀昭	18番	後藤 雄一	19番	坂門 聡一		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

なし

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	岡田 正治	推3	佐藤 浩光	推4	竹下 祐一
推5	小山 高廣	推7	関 幸次郎	推8	荒木 雄二	推9	平野 雅久
推10	徳山 幸博	推11	柴尾 覚	推13	美崎 毅	推14	島村 和久
推15	大家 保	推16	今上 隆	推18	中村 輝美	推19	丸山 和則

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推6	縄田 伊知郎	推12	森尾 由成	推17	坂口 春義
----	--------	-----	-------	-----	-------

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	係長	園木 俊範	主任	大原 三和	主任	村上 寛子
会計年度任用職員	平本 和大						

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

- 第1号 農地の買受適格証明願（耕作目的）について
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 農用地利用集積の決定について
- 第6号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 改めまして皆さん、あけましておめでとうございます。

令和7年第1回の総会を始めたいと思います。

本日は農業委員総数19名のうち18名のご出席で、高本委員からの欠席の届けがあております。また、最適化推進委員総数19名のうち16名の御出席で、縄田委員、森尾委員、坂口委員のほうから欠席の届けがあてしております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和7年第1回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

—————○—————

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 改めまして皆さん、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願い申し上げます。

きょうは第1回目の総会ということで、委員の皆様には本当に年初めの忙しい時期に御出席いただきましてありがとうございました。去年の正月は能登半島の大地震があつたりとか、羽田の事故があつたりとか、大変な正月でした。今年は青森県で大変な豪雪があっているみたいですが、こちらのほうは天気も良く、暖かくて過ごしやすい正月だったかなと思います。ただインフルエンザのほうが今流行しているということなので、皆さん体調には気をつけていただきたいと思います。

私たちのこの農業委員会も8月に新しくなりまして半年が過ぎたところであります。新しくなれた委員につきましては、農業委員会の行事では大分慣れてこれたのかなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

先日、きょうも配っておりますけれども、農業委員会だよりというのが配付されていると思います。その中にもありましたように、農地の貸し借りの手続であつたり、特に農地利用集積計画による相対の契約ですかね、それが法改正によって、今年の4月からは農地バンクが間に入って契約するという形に変わります。

それから、たよりの中で農地の違反転用はやめてくださいとか、農地の形状変更の届出とか、農地の非農地化、それから農業者年金への加入促進、あとは全国農業新聞の普及というのは、いろんなことが書いてありました。このほかにもいろんな農業委員会の情報がありますが、農業委員会としてこのいろんな業務を進めていくには、農業委員会の皆さんとともにいろんなことで意見交換しながら、この1年間取り組んでいかなければならないかなと思いますので、皆さん方の協力のほうをよろしくお願いいたしたいと思います。

そういうことで今年１年間よろしくお願い申し上げまして、議案のほうに入りたいと思います。よろしくお願いします。

-----○-----

３．議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、議事に入りたいと思います。本日は第１号議案から６号議案まで８８件の議案の審議、それから第１号から３号までの４０件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、本日の議事録署名員は、委員番号１５番の上土井幸治委員と１６番の古田知明委員をお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いします。併せて、採決の際には、議決権のある農業委員のみの挙手をよろしくお願いします。

-----○-----

４．議 事

○議長（下川 安君） それでははじめに、議第１号農地の買受適格者証明願（耕作目的）についてを議題といたします。

それでは事務局より説明を願います。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の１ページをお願いいたします。

議第１号農地の買受適格者証明願（耕作目的）について。下記のとおり公売に付される農地の買受適格者証明願を承認するものとする。令和７年１月６日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

競売物件は１番から３番までは同一の農地です。農地の所在は横島町共栄の畑２２、４０１㎡外１筆、計２５、１０１㎡です。入札期間が令和７年１月１５日午前１１時から午前１１時１０分までで、同日の午前１１時１０分が開札期日となっております。証明願を出されている申請人は横島町の３名の方です。

４番は、横島町横島の田１、０６５㎡で、入札期間は同じく令和７年１月１５日午前１０時３０分から午前１０時４０分までで、同日の午前１０時４０分が開札期日となっており、横島町の１名の方が証明願を提出されております。

なお、附帯決議としまして、下段に記載しておりますが、買受適格者証明の交付を受けた者が、最高価買受願出人又は次順位買受願出人となり、３条許可申請が出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものとします。以上でございます。

○議長（下川 安君） それでは事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしくお願いします。また連続して説明される場合は、続けてよろしくお願いします。

それでは1番、2番、3番は同じ委員ですので、続けてよろしくお願いします。

○16番（古田知明君） 農業委員16番、古田です。よろしくお願いします。1番の件について説明します。

競売に付される農地の買受適格者証明願の申請があっております。申請者は個人で農業を営んでおり、主にWC S、露地栽培、ブロッコリー、キャベツを作付けされております。玉名市の認定も取られており、所有の農機具、労働力ともに何ら問題ないと思います。農地取得後は、WC S、ブロッコリーを作付けされるそうです。続きまして、2番の案件について説明します。

願出人は酪農をされている法人で、農地所有適格法人に該当します。玉名市で認定も取られており、農機具、労働力ともに何ら問題ないと思います。農地取得後は牧草をされるそうです。

続きまして、3番案件について説明します。

願出人は個人で酪農を営まれています。玉名市で認定も取られており、農機具、労働力ともに何ら問題ないと思っています。農地取得後は、WC S、牧草をされるそうです。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして4番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。4番の案件について説明します。

願出人は兼業で農業をされております。現在小作地でキュウリ、白菜を作付けし、J A直売所や道の駅などに出荷されています。農地取得した後は、露地野菜をする予定だが、ゆくゆくは天候に左右されないハウス栽培をしたい。自分の農地であれば自由に使えて、また水はけもよく水の心配もいらないからということでした。作付け予定作物はキュウリ、トウモロコシ、パプリカ、タマネギの苗です。農機具、労働力ともに問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問等はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

農地の買受適格者証明願（耕作目的）について、議案どおり許可相当と承認することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、

議第1号につきましては、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は10件です。

このうち受付番号10番は、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限規定に坂門委員が該当するため、受付番号9番まで先に採決をし、10番の審議前に坂門委員の退室を求めます。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議第2号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和7年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、東京都小平市と山田の申請人で、山田の田1,135㎡外1筆、計2,088㎡を借入地取得のため売買するものです。

2番、東京都小平市と山田の申請人で、山田の畑1,348㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

3番、熊本市と玉名郡南関町の申請人で、滑石の田265㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

3ページをお願いします。

4番、熊本市と伊倉の申請人で、伊倉の畑190㎡外1筆、計647㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

5番、岱明町の申請人で、岱明町の田878㎡を借入地取得のため売買するものです。

6番、愛知県岡崎市と横島町の申請人で、横島町の畑530㎡外1筆、計1,040㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

7番、横島町の申請人で、横島町の田765㎡を子へ経営移譲のため使用貸借権を結ぶものです。

8番、横島町の申請人で、横島町の田20,026㎡外2筆、計36,837㎡を経営継承のため使用貸借権を結ぶものです。

9番、天水町の申請人で、天水町の畑562㎡外4筆、計5,531㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を結ぶものです。

以上9件、合計49,399㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しています。

また、12月25日、26日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。
よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。

では1番と2番は同じ委員ですので続けてよろしくお願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は、面積2,088㎡、借入地取得です。何ら問題ないと思います。

続きまして、2番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張です。面積は1,348㎡です。何ら問題ないと思います。

審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○推2番（岡田正治君） 2番推進委員、岡田です。

場所はですね、今はない滑石のスーパーの北西約150mのところにあります。面積は265㎡、相手方の要望及び贈与という形で処理されております。そこを譲受人がカボチャ、タマネギ、サトイモ等を作る予定です。また、草刈り機、耕運機等をお持ちになっております。何ら問題ないかと思われます。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○推5番（小山高廣君） 推進委員5番、小山です。4番の案件について御説明いたします。

申請地は肥後伊倉駅から北へ300mの場所で、譲受人の自宅の前後にあって、面積は190㎡と457㎡で、計の647㎡です。申請理由は、譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望で、譲受人は会社を定年になり、190㎡でジャガイモ、サツマイモ、トウモロコシ、457㎡でみかんを作るそうです。農機具につきましては、電動耕運機を購入する予定です。

現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推13番（美崎 毅君） 推進委員13番、美崎です。5番の案件について説明しま

す。

申請農地は、鍋小学校前市道よりすぐ下側にあります。譲受人は譲渡人より売買で購入します。譲受人は隣地を所有し、また小作しています。農機具一式を持っておられます。

昨年12月26日に現地調査しましたが、何も問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。6番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、これは贈与ということで、取得する田畑は亡き兄の田畑を相続しました義理姉の田畑でありました。この義理のお姉さんは遠方に移住しているため、譲受人が今まで管理されてきておりまして、また贈与後も同様に田畑として利用するということです、何ら問題なく許可相当と思います。

御審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○推16番（今上 隆君） 推進委員16番、今上です。7番の案件について説明します。

子への経営移譲ということで、お子さんが2年ほど前から車で5分ぐらいのところでイチゴの経営を始められていまして、苗をよそに委託されています。家の前の土地を利用して苗を栽培するというので、20年の使用貸借権の設定ですうえ。

特に問題ないと思いますので、よろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いいたします。

○推15番（大家 保君） 推進委員15番、大家です。8番の案件について説明します。

貸人が農業法人を立ち上げたことによる個人から農業法人への経営継承のための使用貸借権の設定です。作付け作物は個人でされていたミニトマトをそのまま続けられます。労働力、農機具等も何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○推19番（丸山和則君） 9番の案件について説明します。推進委員19番、丸山で

す。

この案件は、使用借人、孫、使用貸人は祖父に当たり、面積は5,531㎡、農業者年金受給のため孫に貸し付けるもので、何ら問題はないと思います。

御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請の1番から9番まで、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問等はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請9件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしく願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、受付番号1番から9番につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで議第2号の受付番号10番の審議に入る前に、議事参与の制限規定により坂門委員の退室を求めます。

— 19番 坂門聡一君 退室 —

○議長（下川 安君） 坂門委員が退室されましたので審議を行います。

それでは事務局より10番の説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 10番、天水町の申請人で天水町の畑983㎡外1筆、計1,599㎡を孫へ贈与するものです。

以上、1,599㎡につきましても先ほどの案件と同様に許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、それでは番号10番につきまして、委員の説明をよろしく願いいたします。

○推19番（丸山和則君） 10番の案件について御説明します。推進委員19番、丸山です。

この案件も両親とともに農業を経営して頑張っている後継者、孫に祖父からの贈与ということで何ら問題ないと思います。

御審議よろしく願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

受付番号10番につきまして委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決に移ります。

議第2号農地法第3条の規定による許可申請10番について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第2号10番につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで坂門委員の入室を求めます。

— 19番 坂門聡一君 入室 —

○議長（下川 安君） 坂門委員が入室をされましたので、引き続き審議を行います。

続きまして、議第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は1件です。

なお、これには顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いいたします。

議第3号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が天水町の畑、現況宅地132㎡で転用目的は宅地拡張です。農地区分は、玉名市役所天水支所から300m以内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上1件、132㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、12月25日、26日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、顛末書につきまして事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく願いいたします。

○18番（後藤雄一君） 農業委員18番、後藤です。1番の案件について御説明します。

ただいま事務局より顛末書が読み上げられましたが、昭和35年に建築された倉庫、昭和37年に母が売買によって取得したということで、説明があったとおり天水地区の4人で現地調査した結果、何ら問題はないと思われました。

御審議のほうよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま4条申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問等はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移させていただきます。

議第3号農地法第4条の規定による許可申請1件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第3号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は7件です。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（二階堂正一郎君） 6ページをお願いいたします。

議第4号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の畑354㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が築地の田2,128㎡外2筆、計2,523㎡で、転用目的は宅地分譲です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が中尾の田499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が岱明町の畑500㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が岱明町の田1,398㎡外1筆、計2,849㎡で、転用目的は

ノリの加工場・住宅兼事務所等になります。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

6番、申請物件が横島町の田497㎡で、転用目的は個人住宅です。申請地は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

7番、申請物件が天水町の田、現況畑462㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上7件、合計7,684㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、12月25日、26日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から委員の説明をよろしくお願いいたします。

それでは1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。

申請地は蛇ヶ谷公園テニスコート南側30mぐらいです。転用目的は個人住宅、転用面積は354㎡、木造平屋で建築面積は84.46㎡です。カーポート41.8㎡、車3台分です。給排水計画は、給水はボーリングをして井戸水を使用、生活雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置し、東側水路に排水する。雨水は集積枳にため、東側水路に排出、北側は道路で東側・南側はブロックで囲み、土砂の流出を防ぐ、盛土は10cmぐらいするそうです。工事に際して隣地に被害が生じた場合は、申請者の責任において対処するとのこと。

現地調査の結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番と3番は同じ委員ですので、続けてよろしくお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

申請地は築地のスーパーの近くにあります。転用面積は2,523㎡です。宅地

分譲7区画です。給排水は玉名市上水管を使います。雨水、生活雑排水、汚水は浸透枳よりオーバーフローする雨水は、新設する位置指定道路側溝を經由して北側入り口に流出する予定です。生活雑排水は玉名市下水道を使います。万が一隣接地に被害が生じた場合は、申請者が責任をもって対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

続きまして、3番の案件について説明します。

申請地は玉名中学校500mぐらいのところにあります。転用面積は499㎡です。個人住宅木造平屋建てです。給排水は玉名市上水管に接続します。雨水は浸透枳で生活雑排水、汚水は玉名市下水管に接続して放流します。万が一被害が生じた場合は、申請者が責任をもって対応するとのことでした。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして4番をお願いします。

○11番（村上 孝君） 農業委員11番の村上です。4番の案件について説明します。

申請人は現在長洲町の借家住まいですが、間もなく第1子を出産予定でありますので、父の所有である申請地を無償で譲り受け、個人住宅として新築する計画であります。計画概要は、転用面積が500㎡で木造平屋建て、建築面積は94.4㎡です。給排水計画は、給水は玉名市水道を利用し、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、処理水を道路側溝に排水します。雨水は地下浸透としますが、オーバーフローした分は道路側溝に排水します。また東側にL字擁壁を設置し、崩落防止をする計画です。転用に当たっては、近隣農地に被害発生がないよう十分に注意し、隣接地に損害が発生した場合は申請人が対処するということです。

現地調査の結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○14番（宮永義一君） 農号委員14番、宮永です。5番の案件について説明いたします。

譲受人は譲渡人から売買で土地を購入し、面積は2,849㎡です。今の海苔加工場、作業場は自宅兼用であるためスペースが狭く利用しています。また、海苔工場の機械が古いために、新しい機械に買い換えるために、これを機に本件の土地を利用して海苔工場を西側へ建てて、面積は170㎡です。そして新しい機械をそこ

の場所に据え付けるそうです。海苔工場の後ろに事務所兼住宅を建てるそうです。面積は36㎡です。ほかに資材置場、ほかに作業場などをするそうです。ノリ工場の水はボーリングを掘りその水を使用します。排水は側溝に流します。ほかは市の上下水道を利用します。雨水は敷地に雨水桝を設置して側溝に流すそうです。北側の境はブロック2段にしてあります。南側の境はあとからするそうです。入り口は左側の道路から進入するそうです。被害が生じた場合は、申請者が責任持って解決するそうです。

現地調査の結果、問題ないと思います。審議をよろしくお願いします。以上。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いします。

○推14番（島村和久君） 推進委員14番、島村です。6番について説明します。

譲受人は盛土ののちに木造平屋の個人住宅を建てるということです。

皆様の御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○推19番（丸山和則君） 推進委員19番、丸山です。

この案件は譲受人が祖父の土地を譲り受け、そこに個人住宅を建設する予定です。場所は天水501号より天水セブン店より200m、面積は462㎡、計画に当たっては、木造2階建てガルバニウム合板葺き、給排水は、給水方法はボーリングで、排水については雨水、生活雑排水、雨水については敷地内雨水桝を用いて西側水路へ流します。生活雑排水は合併浄化槽を敷地内に設置し、その排水処理は西側水路へ流します。また西側水路は土地改良に許可を得て排水する予定です。また造成については、盛土はせず整地のみで、地区に迷惑を及ぼすことはありませんが、万が一発生が生じた場合は、本人が責任をもって対応するとのことです。

12月26日に現地確認をいたしまして、何ら異常ないと思います。審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。5条申請につきまして、委員の説明が終わりまりましたけれども、皆さん方から御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第4号農地法第5条の規定による許可申請7件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方の挙手をよろしくお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第4号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第5号農用地利用集積計画の決定を議題といたします。件数は50件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 8ページになります。

議第5号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和7年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

9ページから10ページの総括表と11ページから15ページまでの集計表のとおりに、玉名市長より意見を求められております。

15ページをお願いします。

今回は、所有権移転が8件の16,623㎡、利用権設定が42件136,002.4㎡、合計50件の152,625.4㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたけれども、皆から御質問、御意見はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移ります。

議第5号農用地利用集積計画の決定50件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第5号につきましては、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議第6号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は16件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 16ページをお願いいたします。

議第6号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

17ページから19ページの集計表のとおりに玉名市長より意見を求められていま

す。

19ページをお願いします。

今回は賃借権が15件34,527㎡と使用貸借権設定が1件の1,055㎡、合計16件の35,582㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第6号農用地利用集積等促進計画の意見決定16件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしくをお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第6号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

—————○—————

5. 報 告

○議長（下川 安君） 続きまして、報告に移ります。報告第1号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第2号農地の形状変更届について、報告第3号許可申請の取下げについての40件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 20ページをお願いいたします。

報告第1号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和7年1月6日提出、玉名市農業委員会会長 下川 安。

今回、20ページから27ページまでの37件、合計120,185㎡の解約通知を受理しております。

28ページをお願いいたします。

報告第2号農地の形状変更届について、下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和7年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は2件の合計1,740㎡の届出を受理しております。

29ページをお願いいたします。

報告第3号許可申請後の取下げについて。下記の物件は許可申請後に取下げの届出があったので報告します。令和7年1月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件の3条許可申請取下げの届出を受理しております。
以上で報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案の審議、それから報告が終わりました。これをもちまして
令和7年第1回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

-----○-----

閉 会 午後2時50分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年1月6日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

上土井 幸治

農 業 委 員

古田 知明